



各 位

2022年5月12日

会 社 名 グローリー株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 三和元純  
本 社 所 在 地 兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号  
コ ー ド 番 号 6457  
上 場 取 引 所 東証プライム  
決 算 期 3月  
問 合 せ 先 経営戦略本部 コーポレートコミュニケーション部長 南山隆敏  
T E L (079) 294-6317

## 当社子会社における不正行為に係る再発防止策の策定に関するお知らせ

当社は、本年3月14日公表の「社内調査委員会による調査結果公表に関するお知らせ」(以下「調査結果プレス」という。)のとおり、当社の連結子会社であるグローリーサービス株式会社(以下「GS」という。)の元従業員による金銭横領(以下「本件」という。)について、社内調査委員会(以下「本調査委員会」という。)による調査結果及び再発防止策に係る提言を真摯に受け止め、具体的な再発防止策を検討してまいりましたが、このたび以下の再発防止策を策定いたしましたので、お知らせいたします。

株主、お取引先様をはじめとする関係者のみなさまには、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。当社グループは、速やかにこれら再発防止策を実行し、グループ全体における内部統制の強化及びみなさまからの信頼回復に努めてまいります。

### 記

#### 1. 本件の原因分析

本調査委員会の調査結果によれば、本件は上記のGSの元従業員による単独行為であり、本件の発生及びその被害の拡大は当該元従業員の属人的な帰責によるところが大きいとされていますが、本件の発生の阻止または早期の発見ができなかった直接的または背景的原因として、本調査委員会から以下の点が指摘されました。なお、以下の各点の詳細につきましては、調査結果プレスに添付の本調査委員会の調査報告書をご参照ください。

##### ・直接的な原因(問題点)

- (1) 長期に亘る経理業務の属人化・権限の集中化
- (2) 現金の集金・銀行入金に係る業務フローにおける欠陥
- (3) 振込送金業務における経理規程の不遵守
- (4) 所属部署内における監督・牽制不足
- (5) GS内の内部統制一般に係るルール化及びその浸透に係る不十分さ

・背景的な原因(問題点)

- (1)GS の総務部門が所管する職務に見合う人材の不足
- (2)当社の子会社と信判断における油断
  - 1) タームローンと信枠設定時の資金繰り表その他資料の分析不徹底
  - 2) キャッシュ・マネジメント・システム(以下「CMS」という。)貸越枠超過時における対応の徹底不足
- (3)監査業務(監査役監査／グループ内部監査)における問題意識の希薄さ

## 2. 再発防止策の概要

上記1. の指摘を受け、策定した再発防止策の概要は、以下のとおりであります。

### (1)経理業務に係る業務プロセスの見直し及び社内ルールの確立

#### ① 現金管理業務の厳正化

- ・ 当社グループにおいて、回収売上金等の現金や未使用の小切手・手形等の取扱いは複数名が関与して行う環境の構築を徹底するとともに、当社がグループ共通の遵守事項をより明確にする形で規程を改訂し、グループ全体に展開する。
- ・ 特に、GS においては、「金庫等内に保管されているべき回収売上金の期間合計額」、「回収売上金の入金業務委託先による回収前に複数人により確認された、金庫等内で保管中の現金の合計額」、「当該入金業務委託先が回収後にGSの預金口座に入金した金額」の三つを管理台帳において突合し、役職者自らが確認・承認することにより現金管理を厳正化する。
- ・ 上記現金管理の計数、保管等においては当社製品の使用範囲を拡大し、機械化によりその厳正性を担保する。

#### ② 預金管理の厳正化

- ・ 当社グループにおいて、ネットバンキングシステム等の利用にあたっては、システム上の制限を設定することにより各機能ごとに処理者を分離し、単独送金ができない環境の構築を徹底する。また、金融機関口座につき、月次での取引内容確認や、半期ごとの預金残高証明書(原本)と会計帳簿の整合性確認等を実施することにより、預金管理の厳正化と牽制機能の強化を図る。また、当社が関連規程、業務標準の見直しを行い、グループ全体に展開する。
- ・ 上記に加え、当社が適時にグループ会社の主要口座をモニタリングできる環境を整備・構築する。

#### ③ 会計処理の厳正化

- ・ 当社グループにおいて、システム上の機能利用を徹底することにより、会計伝票の処理等に係る起票担当者と承認者を分離する。会社規模等により複数名を関与させる統制を整備することが困難な場合には、別の役職者による承認プロセスを付加すること等により厳正化を担保する。

## (2) CMS 制度の早期実効化及び子会社に対する与信業務の実質化

### ① CMS 運用ルールの整備・徹底

- ・ CMS の運用に関し、より詳細なルールを定めることとし、貸越残高が所定の期日を越えて発生する場合、当該会社は速やかに当社の財務部門に報告するものとする。疑義が認められる場合、当社が即時に調査を行う。

なお、GS については、当面の間、CMS の利用を停止する。

### ② グループ各社に対する与信業務における分析等の徹底

- ・ 当社において、グループ各社に対する与信判断時の決裁プロセスを見直し、より慎重な資金使途の確認に加え、各社作成の財務諸表、返済計画表等の他、銀行取引明細等、客観的な証憑に基づく財務状態や資金繰りの分析等をより厳正化・徹底し、与信審査の実質化を図る。

## (3) グループ全体におけるガバナンス体制の強化及びコンプライアンス意識の浸透・徹底

### ① GS における体制の強化

- ・ GS に対し、経理・財務の専門知識を有する役職者を派遣し、経理・財務機能の強化を図る。
- ・ GS の管理職層に対し、コンプライアンス及び管理部門の重要性・意義に係る認識を改めるトレーニングを実施し、早急な意識改革を図る。また、管理職層以外の従業員に対しても、コンプライアンスに係る定期的かつ継続的な社内研修を実施し、法令や社内規程等の遵守の重要性等の理解を深めさせ、GS 全体のコンプライアンス意識の徹底を図る。

### ② グループ全体における適切な人材の配置

- ・ 特定業務の属人化・ブラックボックス化を回避し、不正の予防・早期発見を実現するために、不正リスクの高い業務における継続従事年数をモニタリングし、計画的な人事ローテーションを実施する。加えて、IT システムの活用により、特定業務における属人性の排除や牽制機能の強化を図る。
- ・ 当社からグループ各社に人材を派遣する際のポリシーを策定し、派遣目的に合致した人材を選定のうえ、計画的な派遣を行う。

### ③ グループ全体におけるマネジメント研修等の実施

- ・ 当社からグループ各社の管理職に派遣する者に、派遣先子会社の事業内容や従事する業務内容に照らし必要とされる知見、知識、スキル等を習得させるための研修プログラムを再整理し、適時に指導・教育等を行うとともに、管理能力の水準維持にも留意する。
- ・ 当社グループの役員に対する体系的な研修プログラム(教養、心得、法務、戦略、計数経営、ガバナンス・コンプライアンス等)を確立し、定期的実施する。
- ・ グループ内の管理職従業員に対し、管理職層向けマネジメント研修への参加を義務付け、グループ全体におけるコンプライアンス意識及びマネジメント能力の向上を図る。

#### ④ グループ全体におけるコンプライアンス意識の浸透・徹底

- ・ グループ全体を対象とするアンケート等を実施し、グループにおける法令・社内規程等の整備・遵守状況や、本件に類似する不正行為その他の不正リスクの懸念等につき改めて現状を確認し、必要に応じ対応策を講じる。
- ・ 全グループの役職員を対象とする毎年所定の月(「倫理月間」)のコンプライアンス研修に加え、本件に焦点を当てた研修を臨時で実施し、コンプライアンス意識の浸透・徹底を図るとともに、不正行為が発生しない企業風土づくりに取り組む。

#### ⑤ 子会社に対するガバナンスルールの見直しと管理・監督体制の強化

- ・ 「関係会社管理規程」その他の関連規程を見直し、グループ各社を統括する部門の責任・役割を明確化し、統括子会社の事業運営上または経理・財務、法務、労務等コーポレート機能上の課題や懸案事項をより早期に収集し、適切に統治する体制を構築する。

### (4) 監査の深化

#### ① 監査部門における専門的能力の確保・向上

- ・ 監査部門に専門知識やスキルのある人材を補強し、監査機能の強化を図る。

#### ② 子会社における監査役監査及びグループ内部監査における監査の深化

- ・ 子会社における監査役監査、グループ内部監査の監査計画・重点監査項目の策定においては、前例踏襲に留まらず、監査対象となる各社の事業特性・実態に即したものとし、抜き打ち的な監査も実施することにより、監査の実質化を図る。
- ・ グループ内部監査においては、財務諸表分析や、リスクが高い事項を重点的に監査することにより、リスク・アプローチ手法を、より実質化させた監査を実施する。
- ・ グループ各社の監査役は、定期的な監査の実効性を担保するための監査実施要領を整備する。また、当社の監査等委員会またはその直轄組織である内部監査部門との連携により、リスク・アプローチ手法をより実質化させた監査を行う。なお、銀行口座の残高証明書等の重要な証憑の確認においては、必ず原本を参照する方法により行う。

### 3. 継続的なモニタリングの実施について

当社は、上記再発防止策が着実に遂行されているか、また、再発防止策が有効に機能しているかにつき適時適切なモニタリングを行い、その状況につき取締役会で確認するとともに、問題が発見された場合には適宜対応策を講じてまいります。

以上